

措置状況の公表について

令和7年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、市長から通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和8年6月1日

高梁市監査委員 宮本 健二
高梁市監査委員 川上 博司

指摘事項の概要	指摘に基づき講じた措置の概要
<p>【上下水道課】 「改善」 水道使用料の徴収事務においては、開始手続きの未処理や二重引き落としなど、不適切な事務処理を行っていた。今後は組織内のチェック体制の強化と再発防止に努められたい。また、適用号数との整合性が不明確な随意契約や、工事の検査時期の遅れなど複数の指摘が見受けられた。関係法令や規則等に基づき適正な事務処理に努められたい。</p> <p>【成羽地域局】 「改善」 指定管理委託業務における実績報告のうち、管理経費の書類不備について、前年度に指摘を受けていたが、改善が図られていなかった。指定管理委託料の妥当性の確保から適正な事務処理の執行と再発防止に努められたい。</p> <p>【福祉課】 「改善」 福祉課が実施した施設修繕において、高梁市随意契約ガイドラインに基づかない業者に工事を施工させた。このことは、本市の工事発注の公平性を失墜させる行為であり、直ちに信頼回復に努</p>	<p>・組織改編により、各地域局で処理していた各届出の入力業務について、上下水道課（水道西拠点も含む）において事務処理を行うこととした。今後は、担当で処理していたものを係内で共有及びチェックを行うことで体制の強化を図ることとした。また、随意契約関係及び工事進行管理等においても複数人でチェックすることで適正な事務処理を行うこととした。</p> <p>・指摘内容が繰り返し発生し改善が図られなかったことは、課内のチェック体制と地元コミュニティへの働きかけが不十分な状態であったことによるものであった。指摘された指定管理委託業務における実績報告については、局長、担当で指定管理者と書類不備箇所を確認し、報告書類の主旨と不備内容について説明を行っている。</p> <p>・今回の指摘を重く受け止め、地元コミュニティに書類作成について丁寧な指導を行い、指定管理の適正な事務処理と適切な書類作成を促す。また、再発防止に向けた取り組みとして、指摘内容を局内で共有し、主副担当での書類チェックを再認識し、確認漏れを防止し適正な事務処理を遂行していく。</p> <p>・前段については、随意契約発注時には、その都度高梁市随意契約ガイドラインによる手順及び業者の登録内容の確認を徹底し、疑義がある場合は必ず監理課に確認し、適正な事務の遂行に努める。</p>

められたい。さらに、支払事務については、前年度監査において指摘を受けていたにもかかわらず、十分な改善が見られず、同様の指摘が繰り返されている状況が見られた。事務の基本ルールに従い、適正な事務処理の執行に努めるとともに、再発防止に取り組まれたい。

【社会教育課】
「改善」

工事や委託の契約事務について、事業実施に必要とされる書類の不備が多数見受けられた。また、支払処理においても、前年度に指摘を受けていたが、改善が図られていなかった。職員一人ひとりの意識向上を図り、組織内のチェック体制や管理体制の強化に努められたい。

・後段については、すでに例月検査確認事項等で回答しているとおり「事務担当者及び係長において、支払いの遅延が発生しないように個人メモを作成していることから、検収印の確認についてもそれぞれの個人メモに書き加えて対応している。」ことを継続実施している。

・契約事務に係る必要書類について、監理課及び会計課が示すマニュアル等に基づき整理・確認を行うとともに、主担当及び副担当による相互確認を徹底することで、書類不備の防止に努めている。

・支払処理については、契約書及び関係規程の内容を再確認するとともに、主担当及び副担当による確認体制のもと、処理状況を共有し、進行管理を行うことで、遅延防止に努めている。

・前年度指摘事項及び会計事務については、定期的に課題や改善状況を確認し、課内で共有することにより、確実な是正につなげるよう取り組んでいる。

・職員の意識向上を図るため、契約事務及び会計処理に関する研修や注意喚起を実施し、今後も継続的に取り組むことで、組織としてのチェック体制及び管理体制の充実に努めている。

・係長及び管理職においては、契約事務及び会計処理の進捗状況や課題について定期的に確認を行うとともに、必要に応じて指導・是正を行うなど、マネジメント機能の強化を図っている。併せて、係内及び係間並びに課内における情報共有を徹底し、組織全体で再発防止に取り組む体制の確保に努めている。